

● ● ●
年1回発行

分収林だより


神奈川県自然環境保全センター
平成27年3月 ~第5号



秋めく南足柄の山々と
承継分収林の風景

「承継分収林」は、かながわ森林づくり公社（平成22年4月解散）から神奈川県が引き継いだ分収林の名称であり、県ではかながわ森林再生50年構想を踏まえ、適正な管理及び整備を行うことにより、公益的機能の高い森林づくりに取り組んでいます。

〈 撮影= 平成26年11月〉

最近の森林整備状況と予定

県では、かながわ森林づくり公社から引継いだ後も計画的に「承継分収林」として、森林を整備（間伐、枝打ち等）しています。

工種別	平成22年度 (実績)	平成23年度 (実績)	平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績)	平成26年度 (見込)	平成27年度 (予定)
間伐	71ha	281ha	225ha	337ha	293ha	290ha
枝打ち	31ha	34ha	85ha	53ha	109ha	未定

※間伐と枝打ちは同じ箇所で行われる場合があります。

※平成27年度の枝打ちについては間伐予定箇所の現地調査後に計画します。



トピックス

整備業務の実施

まず、整備箇所の現況調査や測量を行い、それに基づき、整備内容を決定して業務を発注します。

業者へ発注後は、作業の指導や確認、完成検査等により、適切な整備が行われるよう図っています。



作業道調査・測量



選木確認

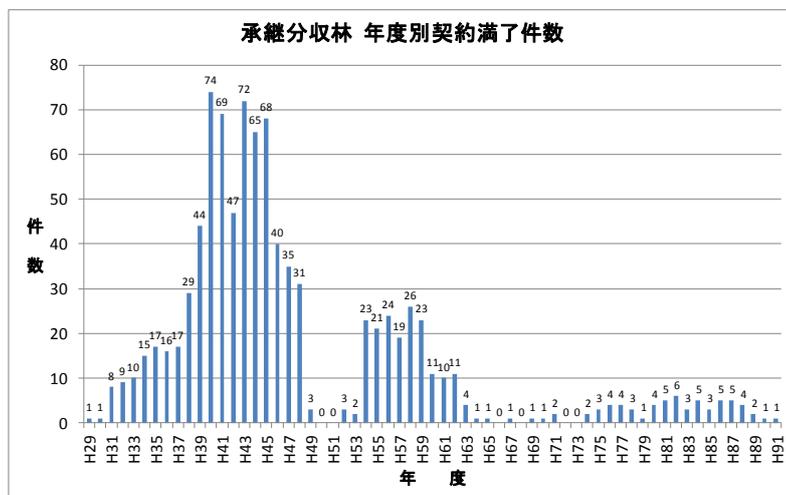


現採丸太筋工完成確認

承継分収林の今後の取扱いについての検討

現在、分収林契約の総数は916件となっています。昭和43年度の最初の契約以来、旧森林づくり公社及び県において植林と保育に努めてまいりましたが、いよいよ3年後の平成29年度に最初の契約満了を迎え、その後も続々と契約が満了となる予定です。

契約では満了時までには造林木を収穫し収益を分収することになっていますが、木材価格の低迷、労務費の上昇など林業経営にとって困難な状況が続いており、収益分収できない契約が相当数出ると想定せざるを得ない状況です。



また、仮に造林木を皆伐して返地した場合、跡地の植林・保育はどうするのか、あるいは、分収困難地を伐採せずに返地した場合、その後の森林管理をどうするのか等、現契約に従って事業を進めると様々な問題が生じることが危惧されます。

そこで、県では、森林の公益的機能の持続的発揮と返地後の森林所有者の皆様の管理負担の軽減を図るため、整備目標の見直しや、これに伴う契約期間の見直しなど、今後の承継分収林の取扱いについて、検討を進めているところです。

県からのお願い

次のような場合は、自然環境保全センター 森林再生部分収林課までご連絡ください。

- ◆ 相続等により契約名義が変更になった。
- ◆ 代表者が変更になった。(組合、寺社、会社等で契約されている場合)
- ◆ 住所や電話番号などに変更があった。

これらの変更の届け出がないと、将来発生する分収交付の手続き等に支障が生じる場合があります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

連絡先

神奈川県
自然環境保全センター
森林再生部 分収林課

〒243-0121

厚木市七沢657

電話 046-248-6802

FAX 046-248-0737